

よりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

七 所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第二百二十三条第十項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

17 新租税特別措置法第七十条の六の規定は、施行日以後に相続又は遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この項において同じ。）により取得をする同条第一項に規定する特例農地等に係る相続税について適用し、施行日前に相続又は遺贈により取得をした旧租税特別措置法第七十条の六第三項に規定する特例農地等に係る相続税については、なお従前の例による。

（登録免許税の特例に関する経過措置）

第五十六条 新租税特別措置法第七十六条第二項の規定は、施行日以後に同項に規定する農用地の買入れをする場合における当該農用地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第七十六条に規定する農用地又は開発して耕作の目的に供される土地とすることが適当な土地

の買入れをした場合におけるこれらの土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第七十七条の規定は、施行日以後に同条に規定する土地を取得する場合における当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第七十七条に規定する土地を取得した場合における当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第七十八条の二第二項及び第三項の規定は、施行日以後に同条第二項に規定する権利義務の承継をする場合における不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第七十八条の二第二項に規定する権利義務の承継をした場合における不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4 農林中央金庫が、平成十七年十二月三十一日までに旧租税特別措置法第七十八条の二第三項に規定する特定漁業協同組合等から同項に規定する全部事業譲渡により不動産又は船舶に関する権利の取得をする場合における当該不動産又は船舶の権利の移転の登記に係る登録免許税については、同項の規定は、なおそ

の効力を有する。

5 旧租税特別措置法第七十八条の二第三項に規定する信用漁業協同組合連合会又は信用水産加工業協同組合連合会が、平成十七年十二月三十一日までに同項に規定する特定漁業協同組合又は特定水産加工業協同組合から同項に規定する信用事業の全部を譲り受けたことにより不動産又は船舶に関する権利の取得をする場合における当該不動産又は船舶の権利の移転の登記に係る登録免許税については、同項の規定は、なおその効力を有する。

6 新租税特別措置法第七十八条の二第六項及び第七項の規定は、施行日以後に同条第六項に規定する権利義務の承継をする場合における不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第七十八条の二第六項に規定する権利義務の承継をした場合における不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

7 旧租税特別措置法第八十二条第三項に規定する指定会社が、施行日前に同項各号に掲げる事項について受けた登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

8 旧租税特別措置法第八十三条に規定する民間都市開発推進機構が、施行日前に受けた同条に規定する事

業見込地である土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

(印紙税の特例に関する一般的経過措置)

第五十七条 施行日前に課した、又は課すべきであった印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）別表第一

第一号の物件名の欄3に掲げる消費貸借に関する契約書に係る印紙税については、なお従前の例による。

(印紙税の特例の改正に伴う罰則に係る経過措置)

第五十八条 施行日前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる印紙税に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五十九条 第六条の規定による改正後の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第四条第二項の規定は、平成十七年九月一日以後に提出する同項に規定する光ディスク等について適用する。

(電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の一部改正に伴う経

## 過措置)

第六十条 第七条の規定による改正後の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第十一条第三項の規定は、施行日以後に行う電子取引の取引情報（同法第十条に規定する電子取引の取引情報をいう。以下この条において同じ。）について適用し、施行日前に行つた電子取引の取引情報については、なお従前の例による。

（経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置の原則）

第六十一条 第八条の規定による改正後の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（以下附則第六十四条までにおいて「新所得税等負担軽減措置法」という。）の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、平成十八年分以後の所得税について適用し、平成十七年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（平成十八年分の純損失の繰戻しによる還付に係る特例に関する経過措置）

第六十二条 平成十八年において所得税法第二条第一項第二十五号に規定する純損失の金額がある場合にお

ける同法第四百十条第一項又は第四百四十一条第一項（これらの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定による還付金の計算の基礎となる所得税の額は、第八条の規定による改正前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（附則第六十四条において「旧所得税等負担軽減措置法」という。）第四条から第六条までの規定を適用して計算した所得税の額による。

（居住者の給与等に係る源泉徴収の特例に関する経過措置）

第六十三条 新所得税等負担軽減措置法第十一条の規定により読み替えられた所得税法第四編第二章第一節の規定及び新所得税等負担軽減措置法別表第二から別表第三までは、平成十八年一月一日以後に支払うべき所得税法第八十三条第一項に規定する給与等（以下この条において「給与等」という。）について適用し、同日前に支払うべき給与等については、なお従前の例による。

（居住者の公的年金等に係る源泉徴収の特例に関する経過措置）

第六十四条 新所得税等負担軽減措置法第十四条の規定は、平成十八年一月一日以後に支払うべき新所得税等負担軽減措置法第二条第八号に規定する特定公的年金等について適用し、同日前に支払うべき旧所得税

等負担軽減措置法第二条第八号に規定する特定公的年金等については、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正)

第六十五条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の項第一号中「第三十一条の二第二項第十三号八及び第十四号二」を「第三十一条の二第二項第十四号八及び第十五号二」に、「第三十四条の二第二項第十号及び第十二号」を「第三十四条の二第二項第十一号及び第十三号」に、「第六十二条の三第四項第十三号八及び第十四号二」を「第六十二条の三第四項第十四号八及び第十五号二」に、「第六十五条の四第一項第十号及び第十二号」を「第六十五条の四第一項第十一号及び第十三号」に、「第七十条の六第三十八項」を「第七十条の六第三十七項」に改め、同項第二号中「第三十一条の二第二項第十四号二、第六十二条の三第四項第十四号二、第六十二条の三第四項第十五号二」に、「第七十条の六第三十八項」を「第七十条の六第三十七項」に、「第七十条の六第三十九項」を「第七十条の六第三十八項」に改める。

(消防法の一部改正)

第六十六条 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の四十五第二項を削る。

第二十一条の四十六第一項中「前条第一項の」を「前条の」に改め、同項第四号イ中「前条第一項各号」を「前条各号」に改める。

第二十一条の四十七第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

登録の更新を受けようとする法人は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を、国に納付しなければならない。

別表第二中「第二十一条の四十五第一項第一号」を「第二十一条の四十五第一号」に、「第二十一条の四十五第一項第二号」を「第二十一条の四十五第二号」に改める。

別表第三中「第二十一条の四十五第一項第一号」を「第二十一条の四十五第一号」に、「第二十一条の四十五第一項第二号」を「第二十一条の四十五第二号」に、「第二十一条の四十五第一項第三号」を「第二十一条の四十五第三号」に、「第二十一条の四十五第一項第四号」を「第二十一条の四十五第四号」に改める。

(電波法の一部改正)

第六十七条 電波法(昭和二十五年法律第三百三十一号)の一部を次のように改正する。

第三百三条第一項中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号から第九号までを二号ずつ繰り上げ、第十号を削り、第十一号を第八号とし、第十二号から第二十二号までを三号ずつ繰り上げる。

(農産物検査法の一部改正)

第六十八条 農産物検査法(昭和二十六年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付して」を削る。

第十八条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の更新を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならぬ。

第十九条第二項中「実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付して」を削る。

(鉱工業技術研究組合法の一部改正)

第六十九条 鋳工業技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条を次のように改める。

#### 第十四条 削除

（労働安全衛生法の一部改正）

第七十条 労働安全衛生法の一部を次のように改正する。

第一百十二条第一項第一号の二中、「第三十八条第一項、第四十一条第二項、第四十四条第一項、第四十条の二第一項」を削り、「若しくは」を「又は」に、「登録又はその」を「登録の」に改め、同項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 第三十八条第一項、第四十一条第二項、第四十四条第一項若しくは第四十四条の二第一項の登録又はその更新を受けようとする者

（中小小売商業振興法の一部改正）

第七十一条 中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第一百一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第六条第一号」を「第六条」に改め、同条第二項中「（第六条第一号において）事業

協同組合等」という。)を削る。

第五条中「(以下「認定計画」という。)」を削る。

第六条を次のように改める。

(減価償却の特例)

第六条 第四条第一項の規定による認定を受けた商店街振興組合等又はその組合員若しくは所属員(中小小売商業者又は中小サービス業者(サービス業に属する事業を主たる事業として営む者であつて、第二条第一項第二号の二又は第三号から第五号までのいずれかに該当するものをいう。))であるものに限る。)は、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、第四条第一項の規定による認定を受けた同項に規定する商店街整備計画に係る減価償却資産について特別償却をすることができる。

(作業環境測定法の一部改正)

第七十二条 作業環境測定法の一部を次のように改正する。

第四十九条第一項第二号中「若しくは」を「又は」に、「登録又はその」を「登録の」に改め、同項第

四号中「又は第三十三条」を削る。

(電気通信事業法の一部改正)

第七十三条 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第七百七十四条第一項中「第八十六条第一項の規定による登録を受けようとする者若しくは」を削る。

(特定都市鉄道整備促進特別措置法の一部改正)

第七十四条 特定都市鉄道整備促進特別措置法(昭和六十一年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第十条を次のように改める。

第十条 削除

(多極分散型国土形成促進法の一部改正)

第七十五条 多極分散型国土形成促進法(昭和六十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

第二十六条中「第十三条及び」を削る。

(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の一部改正)

第七十六条 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正)

第七十七条 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

第四百四十八条第三項を削る。

第三百二十一条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七十八条 施行日前に金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の決定がされた場合については、なお従前の例による。

(食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部改正)

第七十九条 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成十年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「租税特別措置法」の下に「(昭和三十二年法律第二十六号)」を加え、同項を同条とする。

(中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部改正)

第八十条 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第五項第二号中「中小小売商業振興法第四条第二項に規定する事業協同組合等」を「事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会」に、「同項の」を「中小小売商業振興法第四条第二項に規定する」に改める。

(動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部改正)

第八十一条 動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成十年法律第四百号)

の一部を次のように改正する。

第十一条第一項及び第十三条第一項中「第二十一条第一項第二号」を「第二十一条第一項」に改める。

第二十一条第一項中「次に掲げる者」を「登記事項概要証明書、登記事項証明書又は概要記録事項証明書の交付を請求する者」に、「債権の個数及び債権譲渡登記又は質権設定登記の存続期間に応じた登記に要する実費並びに」を「及び」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「前項各号の申請又は」を「前項の」に改める。

(産業活力再生特別措置法の一部改正)

第八十二条 産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項を削り、同条第二項中「租税特別措置法」の下に「(昭和三十二年法律第二十六号)」を加え、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

(会社更生法の一部改正)

第八十三条 会社更生法の一部を次のように改正する。

第二百三十二条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

(会社更生法の一部改正に伴う経過措置)

第八十四条 施行日前に会社更生法の規定による更生手続開始の決定がされた場合については、なお従前の例による。

(商品取引所法の一部を改正する法律の一部改正)

第八十五条 商品取引所法の一部を改正する法律(平成十六年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三十五条を次のように改める。

第三十五条 削除

(電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律の一部改正)

第八十六条 電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律(平成十六年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条のうち第百三条第一項の改正規定を次のように改める。

第百三条第一項第十九号を同項第二十一号とし、同項第十八号を同項第二十号とし、同項第十七号中

「免許状」の下に「登録状」を加え、同号を同項第十九号とし、同項第十六号を同項第十八号とし、同項第九号から第十五号までを二号ずつ繰り下げ、同項第八号中「受けようと」を「申請」に改め、同号を同項第十号とし、同項第七号を同項第九号とし、同項第六号の次に次の二号を加える。

七 第二十七条の十八第一項の規定による登録を申請する者

八 第二十七条の二十九第一項の規定による登録を申請する者

附則第十条を次のように改める。

#### 第十条 削除

(日本道路公団等民営化関係法施行法の一部改正)

第八十七条 日本道路公団等民営化関係法施行法の一部を次のように改正する。

第四十五条のうち租税特別措置法第八十四条の三の改正規定を次のように改める。

第八十四条の三中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成十六年法律第百二号)第十条の規定により東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速

道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下この項において「会社」と総称する。）が受ける設立の登記並びに同法第七条の規定により日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団が行う出資に係る財産の給付に伴い会社が受ける登記又は登録については、登録免許税を課さない。

（債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第八十八条 債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

第十六条の改正規定中「債権の個数及び債権譲渡登記」を「動産譲渡登記又は債権譲渡登記若しくは質権設定登記」に、「並びに」を「及び」に改め、同項第一号中「債権譲渡登記」を「動産譲渡登記、債権譲渡登記」を「債権譲渡登記の」を「債権譲渡登記又は質権設定登記の」に改め、同項第一号中「質権設定登記、延長登記又は」を「若しくは質権設定登記又はこれらの登記に係る延長登記若しくは」に改める。

附則第二条第三項中「第二十一条第一項第二号」を「第二十一条第一項」に改める。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。